という。）のために使用する者について、公職の候補者一人について選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者と併せて一日五〇人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、政令で定める基準に従い選挙管理委員会が定める額の報酬を支給することができることとした。（第一九七条の二第二項関係）

㈡　衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、選挙運動に従事する者のうち、専ら要約筆記のために使用する者について、政令で定める額の報酬を支給することができることとした。（第一九七条の二第三項関係）

㈢　衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、選挙運動に従事する者のうち、専ら要約筆記のために使用する者について、政令で定める額の報酬を支給することができることとした。（第一九七条の二第四項関係）

3　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

―――――――――――――

◇独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（法律第二六号）（環境省）

1　機構の目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の目的規定に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加することとした。（第三条関係）

2　秘密保持義務規定の新設

機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、3の㈠から㈢までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとした。（第八条の二関係）

3　業務の範囲

機構の業務の範囲に次のものを追加することとした。（第一〇条第一項関係）

㈠　大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発の実施

㈡　㈠に掲げる業務に係る成果の普及、及びその活用の促進

㈢　環境の保全に関する研究及び技術開発に関する助成金の交付

4　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

3㈢の助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用するものとした。（第一一条関係）

5　区分経理

機構は、3の㈠から㈢までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関し、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとした。（第一二条関係）

6　罰則

2に違反した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処するものとした。（第二一条関係）

7　施行期日

この法律は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

―――――――――――――

◇成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（法律第二七号）（法務省）

一　民法の一部改正関係

1　成年後見人による郵便物等の管理

㈠　家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、六箇月を超えない期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができることとした。（第八六〇条の二関係）

㈡　成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができることとし、成年後見人の事務に関しない郵便物等は速やかに成年被後見人に交付しなければならないこととした。（第八六〇条の三関係）

2　成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限

成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済等の一定の行為をすることができることとし、そのうちの一部については、家庭裁判所の許可を得なければならないこととした。（第八七三条の二関係）

二　家事事件手続法の一部改正関係

1　成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件の手続について、手続行為能力、陳述及び意見の聴取並びに審判の告知等に関する規定を設けることとした。（第一一八条、第一二〇条第一項、第一二二条、第一二三条第一項、第一二三条の二及び別表第一関係）

2　成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の審判事件の手続について、管轄及び即時抗告に関する規定を設けることとした。（第一一七条第二項、第一二三条第一項及び別表第一関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

―――――――――――――